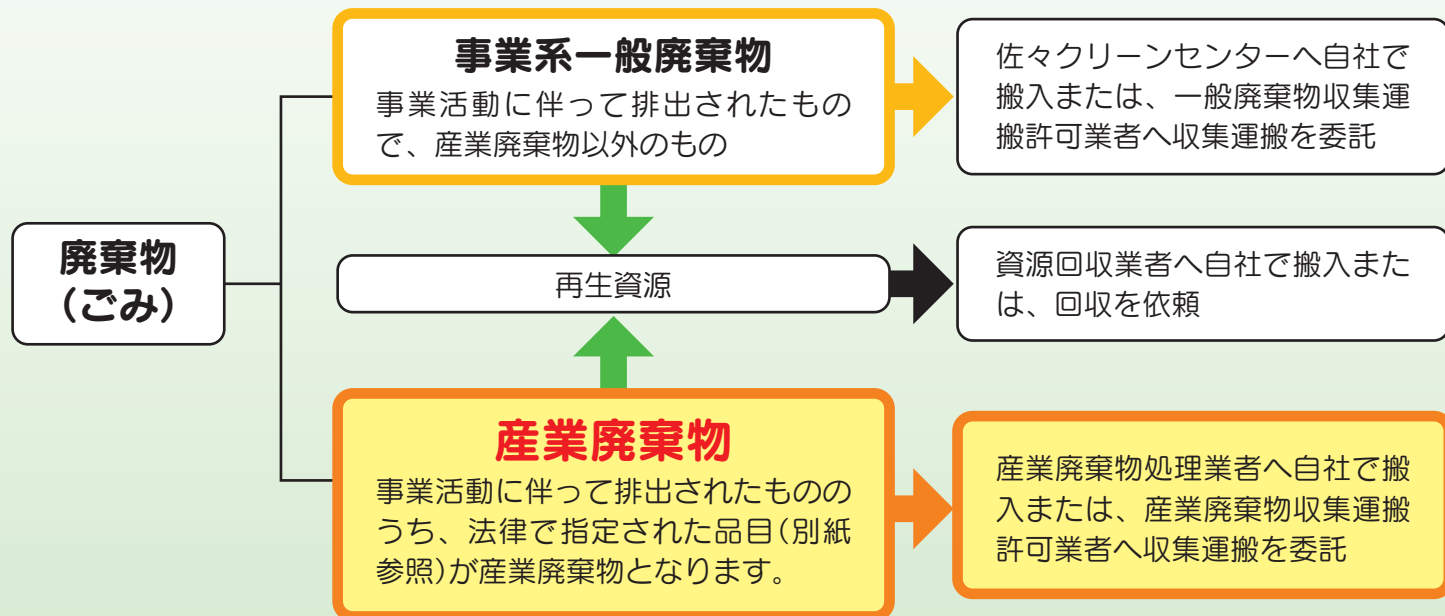


事業系ごみ処理の概略図

事業所から排出されるごみの適正な処理方法をご紹介します。

処理の概略図

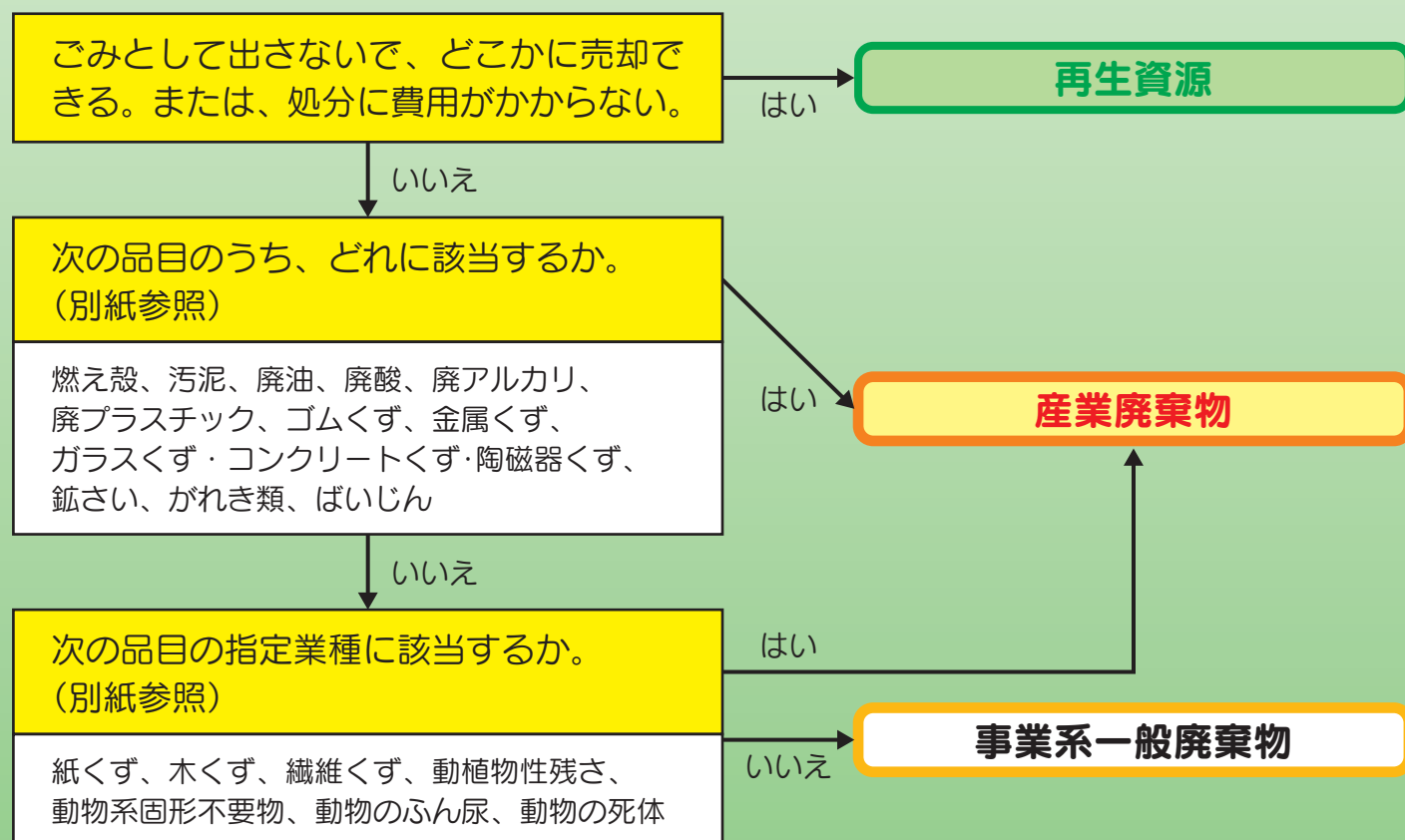
事業系ごみは下記の図のような流れで処理をしてください。



※事業系ごみを無許可業者へ委託すると罰則が科せられますのでご注意ください。
(5年以下の懲役、もしくは、1,000万円以下の罰金、または、この両方。
法人に対しても同様の罰金が科せられます。)

事業系ごみの種別判別フローチャート

排出されたごみが、上の図のどこに当てはまるのか分からない場合、このチャートを参考にしてください。

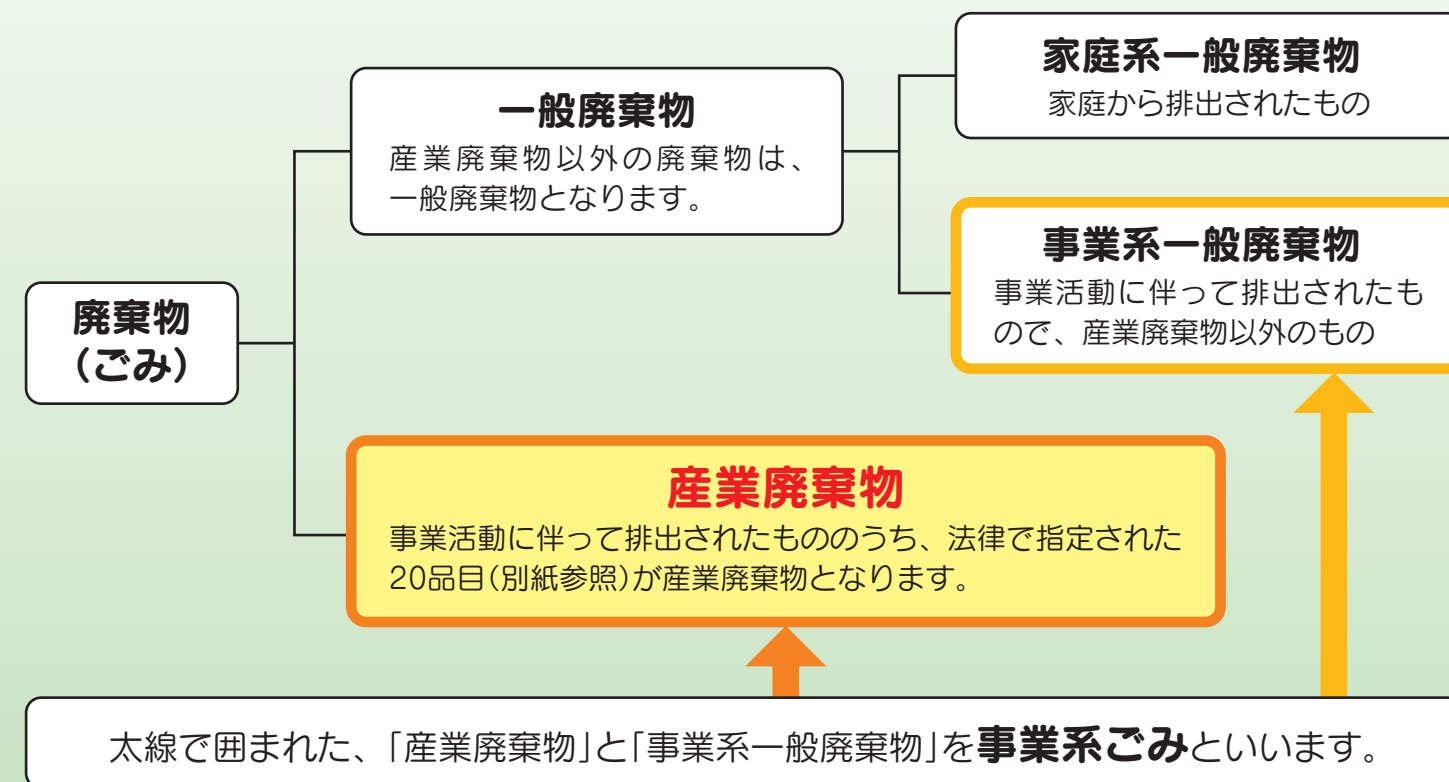


事業者の皆様へ

事業系ごみについて



廃棄物(ごみ)は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。さらに、一般廃棄物は「家庭系一般廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます。このうち、事業所から発生した廃棄物である「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」のことを、「事業系ごみ」と呼んでいます。



産業廃棄物は、佐々クリーンセンターには搬入できません。

事業系ごみは、責任を持って処理しましょう！

事業活動に伴って発生するごみは、ごみステーションへ排出することができません。自らの責任で、適正な処理が必要となりますので、ご協力をお願いします。

商店、スーパー、飲食店、工場、事務所等営利目的のところだけでなく、病院、学校も含め、事業活動に伴って発生したすべての「ごみ」は「排出者」に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で次のような責務があると定められています。

- 事業活動に伴って生じる廃棄物は、自らの責任で適正に処理する
- 再生利用等を積極的に行い減量化に努める
- 製造、加工、販売で発生する廃棄物の処理が困難にならないようにする
- 国や県、町の施策に協力する

不法投棄はぜったいダメ！！(廃掃法第25条、第32条)

不法投棄をおこなった人には、5年以下の懲役、もしくは、1,000万円以下の罰金、または、この両方が科せられます。
法人に対しては3億円以下の罰金が科せられます。



事業系ごみの分け方

産業廃棄物

可燃ごみ

生ごみ	飲食店から出る食べ残し、調理残渣や、卸小売業から出る野菜くず、魚介類など。
一般ごみ	事務所や店舗から出るリサイクルできない汚れた紙類など。
せん定枝	指定業種以外のもの 建設業に係るもの等は 産業廃棄物 (別紙参照)

佐々クリーンセンターで処理

処理料金
8円/kg
(計量は10kg単位)

資源となる一般廃棄物

段ボール	段ボール
新聞・チラシ	新聞・広告チラシ など
雑誌・本	週刊誌・書籍・パンフレット など
OA紙	コピー用紙 など
その他古紙	メモ用紙・郵便物・封筒 紙袋・空き箱など

処理方法

1. 紙問屋等の古紙回収業者へ持ち込む
2. 資源回収業者に引き取ってもらう

1. 佐々クリーンセンターへ直接持ち込む(焼却処理をします)

受付時間：月～金曜日(9:00～11:30・13:00～16:30)
土曜日 (9:00～11:30)

2. 一般廃棄物収集運搬許可業者に引き取ってもらう

○許可業者に委託する場合は、排出量・収集回数等によって料金が異なります。

資源となる産業廃棄物

プラスチック類	弁当・緩衝材・発泡スチロール・食品トレー・カップめん等の容器包装・プラスチック製品は 産業廃棄物
缶	飲料用・食品用の缶など
びん	飲料用・調味料用のびんなど
ペットボトル	飲料用・調味料用のペットボトルなど

産業廃棄物

金属類	鉄くず・ブリキくず スプレー缶・乾電池・金具類など
ガラス・陶磁器類	コップ・蛍光灯等のガラス類 鉢や急須等の陶器類など
がれき類	コンクリート破片など 建設業(工作物の新築、改築、除却に伴って生じたもの)

業種限定

紙くず	建設業(工作物の新築、改築、除却)パルプ製造業・製紙業・製本業などの業種から発生するもの それ以外は 古紙
木くず	建設業(工作物の新築、改築、除却)木材製造業・木製品製造業などの業種から発生するもの
古布	建設業(工作物の新築、改築、除却)繊維工業などの業種から発生するもの それ以外の不要となった作業着などは 資源物

その他

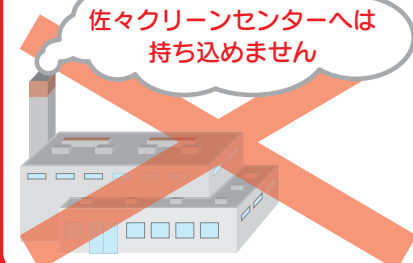
大型ごみ	事務所の机・椅子・ロッカー OA機器など
-------------	-------------------------

資源回収業者に引き取ってもらう

量の多少にかかわらず事業系ごみは



量の多少にかかわらず産業廃棄物は



産業廃棄物許可業者へ委託

長崎県の産業廃棄物処理許可業者参照
<https://www.pref.nagasaki.jp>

家電製品の処理

販売店に相談するか、家電リサイクル法に基づき処理を行ってください

(対象品目)

●テレビ・エアコン・冷蔵庫、冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機

(指定引取場所)

㈱山口商店
Tel (0956) 31-3268
佐世保市大和町962
佐世保ダイキュー運輸㈱
Tel (0956) 30-7285
佐世保市新行江町539-1

●パソコン

製造メーカーに直接依頼するか(一財)パソコン3R推進協議会に問い合わせてください

Tel 03-5282-7685
<http://www.pc3r.jp>

お問い合わせ

佐々町 保険環境課 環境衛生班 TEL(0956)62-2101(代) 佐々クリーンセンター TEL(0956)62-3512

事業系ごみ

一般廃棄物